

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県立武道館	設置年	平成 15 年
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄2-2		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	スポーツ振興 課	スポーツ施設	チーム

1 施設の概要

設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。						
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標 「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境の整備を行うための主要施設としてだけでなく、県内唯一の総合的な武道競技施設として、全国規模の大会開催等により、スポーツによる交流人口の拡大を推進するほか、武道を通じた青少年の健全育成にも寄与している。						
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの 大規模武道競技大会の開催、ライフステージに応じた多様な武道活動の促進、子どもの武道体験機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、武道を通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進する。また、武道競技大会のみならず、文化・芸術活動や大規模文化イベントを開催し、幅広い世代による施設の有効活用を図る。						
施設の面積	敷地面積 84,436.10㎡、建築面積 12,237.00㎡、延床面積 18,744.00㎡						
主な設置施設	大道場、小道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、その他(トレーニング室、会議室)等						
指定管理業務の内容	料金制	無(指定管理料制)					
	料金設定	別添資料による					
	サウンディング実施対象施設※	×					
	指定期間	R6.4.1 ~ R8.3.31					
	営業期間・時間	通年(12/29~1/3を除く)・午前9時~午後9時					
自主事業の内容	①使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 ②施設及び設備の維持管理に関する業務 ③武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務 ④県民会館事業を継承した文化振興事業の普及振興						
	・通年剣道教室 40回 ・初心者武道教室(柔道) 6回 ・初心者武道教室(合気道) 5回 ・初心者武道教室(銃剣道) 中止 ・太極拳教室 10回 ・親子スポーツチャンバラ教室 12回 ・フラダンス教室 10回 ・ベビーマッサージ&サイン教室 6回 ・幼児教室 12回 ・書道教室 6回 ・夏休みクレーククラブ教室 1回 ・和太鼓教室 10回 ・バルーンアート教室 1回 ・健康応援教室 36回 ・武道館探検ツアー 1回 ・武道まつり 1回 ・太極拳体幹運動教室 中止 ・向浜こどもスタンプラリー 1回						
	直近3年の年間利用者数	R4	138,223 人	R5	188,617 人	R6	174,908 人
	直近3年の年間利用収入	R4	16,500 千円	R5	15,000 千円	R6	12,774 千円
	直近5年の収支決算(単位:千円)	R2	R3	R4	R5	R6	
収入計	76,019	76,638	82,378	87,964	93,253		
利用料金収入							
指定管理料	75,364	75,364	75,364	75,364	91,059		
その他収入	655	1,274	7,014	12,600	2,194		
支出計	74,947	81,284	87,766	97,841	100,065		
人件費	24,193	24,492	23,811	25,923	30,527		
光熱水費	15,462	17,558	26,106	29,002	27,199		
修繕費	1,746	1,350	927	2,155	906		
外部委託費	16,923	16,179	16,514	17,483	18,571		
その他経費	16,623	21,705	20,408	23,278	22,862		
差引	1,072	▲ 4,646	▲ 5,388	▲ 9,877	▲ 6,812		

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	利用者数の目標 225,000人
--------------	------------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	174,908	達成率	77.7%	
	具体的な 取組と その効果	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、開催予定であったプラチナ世代博の中止、柔道マルちゃんカップの他県での開催、競技人口による大会規模の縮小などにより、目標に対し50,092人届かず、また、昨年度実績に対し13,709人(22.3%)減少した。 ・健康応援教室を24回から36回としたほか外部指導者による教室としたところ、1回当たりの平均人数は前年度を0.2人下回ったが参加者数は1,455人から2,091人となり636人増加した。 ・各武道(術)団体と連携し演武の披露、武道の体験機会はこれまで「武道まつり」のみであったが、「向浜こどもスタンプラリー」では大道場にて6武道競技の体験会を実施し、武道の普及振興に努めることが出来た。 			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	156,050	213,000	194,400	
	実績	87,636	138,223	188,617	
	達成率	56.2%	64.9%	97.0%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者の目標 186,000人			
	設定根拠	前年度に引き続き大規模大会であるプラチナ世代博の中止、柔道のマルちゃんカップが他県での開催となるほか競技人口の減少に伴う大会規模の縮小などがあるなか、SNS(インスタグラム)や自主事業広報紙などによる情報提供を行い自主事業参加者の増加を図ることにより、前年度実績に対し6.3%増の186,000人とした。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点 I>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	C	利用実績は昨年度に対し7.2%13,709人の減となった。当初予定されていた大規模大会「プラチナ世代博」の中止の影響が最も大きく、大会規模の縮小による大道場での開催をキャンセルし各道場で開催されるなど、空き日となった大道場の利用促進が出来なかった。
	県 (所管課)	C	利用者数は回復傾向にあるものの、大規模大会の中止等も影響し目標には届かなかったが、多様な自主事業を企画し幅広い利用者層の集客に努めている。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	93.4%		
	具体的な 取組と その効果	空手マットの運搬作業にあたり、エレベーターを利用する際に台車からの積み下ろし作業に時間を要するためエレベーターに積載可能な台車を用意してほしいとの要望があり、直営作業にてこれを2台製作したことにより、時間短縮を図ることが可能となり運搬の作業効率を高めることが出来た。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	96.0%	91.9%	91.4%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	A
県 (所管課)		A	利用者の声を積極的に拾い上げ、速やかに対応するスタッフの姿勢が高い満足度に結びついている。引き続き、質の高いサービスの維持・向上に努めてほしい。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: 満足度80%以上 B: A及びC以外 C: 満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	電気使用量及び使用料金ともに昨年度に対し6.7%、燃料費が18.4%減小した。また、今年度は緊急を要する対応がなかったため、修繕費57.9%、消耗品費14.4%、諸手数料44.5%減少した。なお、委託業務については、隔年で行う井戸清掃作業があったため6.2%増加した。
	具体的な 取組と その効果	電気の使用については、空調設備機器の運転開始時間を、気象情報などを基に変えたほか、予定時間より早く利用が終わった場合は速やかに運転停止するなどこまめに省エネを図った。各照明も同様に利用が終了した場合、速やかに消灯を行った。また、燃料費の減については昨年度に対し、冷房設備の運転時間が短かったことによる。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

<観点Ⅲ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	人件費及び外部委託費は隔年の再委託業務があったため増加したが、光熱水費・燃料費については、物価の上昇による影響はあったものの省エネ対策を行ったこと、また、緊急時対応などの案件がなかったため減少し、全体として昨年度に対して支出は2.27%増加した。
	県(所管課)	B	原油価格や電気代の高騰の中でも光熱費を昨年より抑えるなど、経費節減に努めている。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

<観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度の実績	<p>①サービス取り組みの向上について 広報誌「みんなのスポーツ&カルチャー」を年2回、計10,650部を発行したほか、公社公式インスタグラムでは、主催事業の様子や周辺施設の景観の紹介などを行い累計で38,427件公社ブログでは累計84,816件のアクセスがあった。</p> <p>②地域、関係機関、ボランティア等との連携の取り組みについて 各武道(術)団体との協力を図るための利用者懇談会を年1回開催し、また、県立武道館の利活用向上を図るための武道推進検討委員会を年2回開催した。参加団体は、武道連盟9団体(剣道連盟、銃剣道連盟、柔道連盟、少林寺拳法連盟、合気道連盟、空手道連盟、弓道連盟、なぎなた連盟、相撲連盟)、武術連盟1団体(武術太極拳連盟)。</p> <p>なお、自主事業「第17回武道まつり」は秋田市拠点センターALVEきらめき広場にて開催し、県内各武道連盟などの関係機関と連携を図り、観覧者は昨年度に対し583人増の830人となった。</p> <p>③職員の資質向上の取り組みについて 公社主催の研修では、コンプライアンス研修1名、自律的思考獲得研修1名、マネジメント研修2名、上級救命講習1名、動物駆逐用煙火保安教育講習会1名、事務所間交流研修1名が受講した。</p> <p>④安全管理及び緊急時対応の方策について 緊急事態対応共通マニュアルに基づき、公社運営本部事務局や県、消防、警察など関係機関との緊急連絡網を整備し、また、計画的に消防・避難誘導訓練を年2回実施した。</p> <p>⑤個人情報を適切に管理するための取り組みについて 個人情報保護規程に基づき厳正な管理を行ったほか、コンプライアンス研修を実施し、社員の危機管理能力の向上に努めた。また、秋田県庁出前講座を活用し個人情報保護に関する勉強会を開催した。</p>
----------	--

<観点Ⅳ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	大会規模の縮小による大会の開催が多く、東北規模の大会が県外で開催されるなど、大会利用、貸切利用、個人利用の利用者数は減少した。大会規模の縮小は大道場の利用キャンセルにつながるなど貸切利用、個人利用の減少も合わせ利用料収入は前年度に対し減少した。自主事業については、武道の普及振興を目的として開催している剣道教室や合気道教室のほか、健康応援教室の開催回数の増に伴い事業収入と参加料収入は増加した。指定管理管理者制度では利用者数及び利用料収入の増加が望まれることではあるが、人口及び競技人口の減少があったものの、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県(所管課)	B	人口減少や競技規模の縮小に伴う利用者数の減少、大規模大会のキャンセル等により、利用者数が目標に届いていないが、自主事業の積極的開催による利用者数の向上に努めているなど、概ね適正に管理運営されている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
大規模武道競技大会や武道に関連するイベント等の開催を通じ、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、競技力の向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上が図られている。また、大規模スポーツ大会等の開催により、交流人口の拡大にも寄与しているほか、武道に限定しないイベント等の開催やSNS等を活用した情報発信により、幅広い世代による施設の有効活用を図っている。
○施設運営の課題
築後21年が経過し、施設や設備機器等の経年劣化が見られることから、計画的に修繕・更新を行う必要がある。また、光熱水費等の高騰や最低賃金の上昇により、維持管理・運営経費が増加傾向にあり、収益力の向上を図る必要がある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
指定管理者と連携し、施設の効果的な運営を行いながら、引き続き、大規模武道競技大会の誘致・開催等を通じて、競技力の向上や武道競技の裾野拡大を図るとともに、更なる利用促進のため、予約システムの利用拡大等により、幅広い世代が武道に触れることのできる機会の創出と施設の有効活用を図る。また、施設の持続的な運営を目指し、民間ノウハウの活用や収益力の向上を図るため、令和8年度から利用料金併用制を導入するほか、情勢に応じた利用料金の引き上げを行うこととしている。さらに、向浜スポーツゾーンの一施設に組み入れ、より一体的な管理運営を行うこととしている。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

○秋田県立武道館条例

平成十五年十二月二十二日
秋田県条例第八十六号

秋田県立武道館条例をここに公布する。

秋田県立武道館条例

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立武道館(以下「武道館」という。)を秋田市新屋町字砂奴寄二番地の二に設置する。

(平一七条例八二・一部改正)

(使用の許可)

第二条 武道館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

(平一七条例八二・平二〇条例二五・平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 武道館を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、武道館を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により武道館を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 武道館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例三・平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用についてはこれらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例三・平一七条例八二・平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って武道館の管理を行わなければならない。

(平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第七条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一六年教委規則第二号で平成一六年三月二日から施行)

(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一七年条例第三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(公告に関する経過措置)

5 この条例の施行前に附則第二項の規定による改正前の秋田県港湾施設管理条例第二十条、附則第三項の規定による改正前の秋田県立男鹿水族館条例第十二条又は前項の規定による改正前の秋田県立武道館条例第七条第五項の規定によりされた指定管理者の指定の公告は、第八条前段の規定によりされた公告とみなす。

附 則(平成一七年条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二〇年条例第二五号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第四〇号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平二〇条例二五・平二六条例四〇・平三一条例一一・一部改正)

一 貸切使用する場合の使用料

(一) 大道場等の使用料

区分				使用料の額(一施設一時間につき)	
				午前九時から午後九時まで	午前九時から午後九時までの時間以外
大道場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	一、四七〇円	二、九三〇円
			使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	二、九三〇円	五、八七〇円
	その他の催物に使用するとき		平日	一一、七三〇円	二三、四七〇円
			土曜日・日曜日・休日	一四、〇四〇円	二八、〇八〇円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	二、九三〇円	五、八七〇円	

		使用するとき	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき		五、八七〇円	一一、七三〇円
		その他の催物に使用するとき	営利を目的としない催物であるとき	平日	三〇、七〇〇円	六一、三九〇円
				土曜日・日曜日・休日	三六、七七〇円	七三、五四〇円
		営利を目的とする催物であるとき		平日	六一、二九〇円	一二二、五七〇円
				土曜日・日曜日・休日	七三、五四〇円	一四七、〇九〇円
		小道場 柔道場 剣道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			八四〇円
使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			一、六八〇円	三、三五〇円		
近的弓道場 遠的弓道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			一、一五〇円	二、三一〇円	
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			二、三一〇円	四、六一〇円	
相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			四二〇円	八四〇円	
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			八四〇円	一、六八〇円	
屋外相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき			二一〇円	四二〇円	
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき			四二〇円	八四〇円	

備考

- 一 この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
 - 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、武道館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 - 三 この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。
 - 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。
 - 五 大道場の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。
- (二) 附属施設及び附属設備の使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
会議室	一室一時間につき	一二〇円	二三〇円
放送設備	一時間につき	七三〇円	一、四七〇円
温水シャワー	一室一時間につき	二九〇円	五九〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

(三) 照明等の使用料

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合

照明	大道場	全灯使用	一時間につき	二、〇八〇円	四、一七〇円
		二分の一減灯使用		一、〇四〇円	二、〇九〇円
		三分の二減灯使用		七〇〇円	一、三九〇円
	小道場	一三〇円		二六〇円	
	柔道場	二四〇円		四八〇円	
	剣道場	一九〇円		三七〇円	
	近的弓道場	一四〇円		二八〇円	
	遠的弓道場	一一〇円		二二〇円	
	相撲場	七〇円		一三〇円	
	屋外相撲場	二〇円		四〇円	
暖房	大道場	五五〇円	一、一〇〇円		
	小道場	一三〇円	二六〇円		
	柔道場	三三〇円	六六〇円		
	剣道場	二〇〇円	三九〇円		
	近的弓道場	二七〇円	五五〇円		
	相撲場	九〇円	一八〇円		
冷房	大道場	四四〇円	八八〇円		
	小道場	一一〇円	二二〇円		
	柔道場	一九〇円	三七〇円		
	剣道場	一五〇円	三一〇円		
	近的弓道場	二二〇円	四四〇円		
	相撲場	八〇円	一五〇円		

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

(一) 武道館(温水シャワーを除く。)の使用料

区分	使用料の額(午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)
小学校児童及び中学生徒	一二〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一五〇円
一般	二五〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(二) 温水シャワーの使用料

一人一回につき百三十円